令和７年（2025 年）個別的労使紛争のあっせん事件一覧表（12 月末現在終結分）

１　前年からの繰越事件

番号	あっせん事項	申請者	経　路	雇用形態	業　　種	従業員数	申請年月日 開始年月日	終　結 年 月 日	所要日数	終 結 区 分
1	・　退職理由を会社都合とすること。	労	国の関係機関	契約社員	その他の事業サービス業	69,674	R6.12.9 －	R7.1.14	37	取下げ
2	・　パワハラに対する慰謝料の支払。 ・　降格処分の取消及び役職手当差額分の支払。 ・　カットされたボーナスの差額分の支払。	労	労働組合	正社員	機械器具小売業	63	R6.10.8 R6.10.31	R7.1.16	101	打切り
3	・　給与の支払方法を日給制から月給制へ戻すこと。	労	労働組合	正社員	その他の事業サービス業	350	R6.12.23 R7.1.30	R7.3.24	92	取下げ
4	・　始業時間前や休憩時間の勤務に伴う時間外勤務手当の支払。 ・　職場において休憩を取得させない、健康診断を受けさせない、職場における上司・先輩職員の不適切な言動、これらを原因とした適応障害の発症に対する慰謝料の支払。	労	労働組合	正社員	その他の事業サービス業	34	R6.11.13 R6.11.29	R7.3.26	134	解決
5	・　時間外手当の未払分の支給。	労	国の関係機関	正社員	専門サービス業	6	R6.12.12 R7.1.17	R7.4.4	114	解決
6	・　代表によるパワハラ及び不当解雇に対する慰謝料及び失業に伴う生活費の支払。	労	国の関係機関	パート	その他の小売業	4	R6.11.20 R7.5.16	R7.6.19	212	解決
7	・　代表によるパワハラ及び不当解雇に対する慰謝料及び失業に伴う生活費の支払。	労	国の関係機関	パート	その他の小売業	4	R6.11.20 R7.5.16	R7.6.19	212	解決

2　新規事件

番号	あっせん事項	申請者	経　路	雇用形態	業　　種	従業員数	申請年月日 開始年月日	終　結 年 月 日	所要日数	終結区分
1	・　解雇ではなく合意退職とし、退職日を変更すること。 ・　解決金の支払。 ・　当方へのパワーハラスメントに対して、口頭及び文書での謝罪をすること。	労	その他	正社員	社会保険・社会福祉・介護事業	90	R7.2.6 －	R7.2.12	7	取下げ
2	・　パワーハラスメント及びリストラハラスメントに対する慰謝料の支払並びに謝罪を求める。	労	国の関係機関	正社員	社会保険・社会福祉・介護事業	165	R7.1.22 R7.2.17	R7.3.14	52	打切り
3	・　パワーハラスメントに対する対応が不十分だったことに対する慰謝料の支払。	労	国の関係機関	その他	①職業紹介・労働者派遣業 ②社会保険・社会福祉・介護事業	①987 ②356	R7.2.7 －	R7.3.31	53	取下げ
4	・　未払い給料相当の支払。	労	その他	その他	医療業	3	R7.3.10 R7.4.2	R7.4.11	33	打切り
5	・　解雇ではなく合意退職とし、退職日を変更すること。 ・　解決金の支払。 ・　当方へのパワーハラスメントに対して、口頭及び文書での謝罪をすること。	労	その他	正社員	社会保険・社会福祉・介護事業	90	R7.2.12 R7.3.28	R7.4.22	70	解決
6	・　パワハラを改善した上で雇用を継続することを求める。	労	労働組合	パート	宿泊業	850	R7.3.17 －	R7.4.30	45	取下げ
7	・　３か月分の給料補償。	労	労働組合	正社員	機械器具小売業	9	R7.5.19 R7.6.17	R7.7.3	46	解決
8	・　従前の事業所及び職種への復職又はパワーハラスメントによって受けた精神的苦痛に対する慰謝料の支払。	労	国の関係機関	正社員	社会保険・社会福祉・介護事業	71	R7.4.15 R7.5.16	R7.7.16	93	取下げ
9	・　子供が小学４年生になるまでは本部勤務と同じ就業時間及び休日の部署に配置すること。	労	道労委HP	正社員	政治・経済・文化団体	48	R7.4.30 R7.5.27	R7.7.18	80	取下げ

10	・　雇用契約上の地位を有することの確認。 ・　関連会社への転籍が仮に有効としても、転籍したことにより不利益となる賃金等条件について、元の賃金等体系に沿った昇給額及び賞与額、退職金に係る労働条件の適用を求める。 ・　解決の日まで毎月、給与相当額及び、これに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年３分の割合による、金員の支払。 ・　会社側の対応により、重大な心理的負荷を被り、適応障害との診断を受けたことによる慰謝料の支払。	労	社労士	正社員	飲料・たばこ・飼料製造業	246	R7.5.13 R7.6.6	R7.7.31	80	解決
11	・　不当解雇に対する補償金の支払。	労	国の関係機関	契約社員	不動産賃貸業・管理業	12	R7.6.3 R7.6.30	R7.8.20	79	解決
12	・　未払賃金の支払。	労	道労委 HP	パート	宿泊業	不明	R7.7.23 R7.8.8	R7.9.5	45	打切り
13	・　業務改善命令に沿った改善行動	使	道労委 HP	正社員	食品製造業	127	R7.7.7 R7.8.8	R7.10.28	111	解決
14	・　休業手当の支払。 ・　不当な雇止めによる精神的苦痛及び生活設計の損害補償金の支払。 ・　契約更新に係る期待利益に対する補償金の支払。	労	道労委 HP	パート	道路貨物運送業、職業紹介・労働者派遣業	585	R7.9.16 7.10.14	7.11.6	52	解決
15	・　パワハラに対する慰謝料の支払。	労	弁護士	正社員	その他の事業サービス業	15	R7.10.8 R7.11.10	R7.12.1	55	解決
16	・　パワハラを認め､改善策として復職の際はテレワークとすること。	労	弁護士	正社員	映像・音声・文字情報制作業	30	R7.9.10 R7.10.1	R7.12.4	86	取下げ